令和８年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：行田市　　令和８年６月３０日公表

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	83.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.0 %
全職員	70.5 %

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	100.7 %
本庁課長相当職	99.5 %
本庁課長補佐相当職	98.2 %
本庁係長相当職	97.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	81.6 %
３１～３５年	87.3 %
２６～３０年	89.3 %
２１～２５年	90.6 %
１６～２０年	90.2 %
１１～１５年	91.2 %
６～１０年	94.7 %
１～５年	83.7 %

【説明欄】

＊１　世帯主や住居の契約者となることが多い男性に、扶養手当や住居手当を支給している割合が多い。
〈令和 7 年度における扶養手当・住居手当受給者の男女の割合〉
・扶養手当（男性：90.8%　女性：9.2%）
・住居手当（男性：77.9%　女性：22.1%）

＊２　国や県より派遣されている課長補佐相当職以上の男性職員が複数人勤務していることにより、勤続年数 1～5 年の区分での差異が大きい。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	4.6 %

【説明欄】

男性管理職比率：20.0%
女性管理職比率： 2.4%

男性職員に比べ女性職員の育児休業取得期間が長いことによる昇格の遅れのほか、近年の女性職員の積極的な採用により勤続年数が短い年数に分布している（勤続年数 15 年未満職員比率は男性 47.6%、女性 59.5%）ことから、比率に差が生じていると考えられる。

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	3.4 %
本庁課長相当職	5.2 %
本庁課長補佐相当職	19.5 %
本庁係長相当職	19.3 %

【説明欄】

令和 7 年度からの女性職員割合伸び率（人数比）
本庁部局長・次長相当職：100.0%
本庁課長相当職　　：　75.0%
本庁課長補佐相当職　　：　89.5%
本庁係長相当職　　：154.5%

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	85.0 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	－ %
女性	－ %

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	0.0 %	0.0 %	－ %	－ %
１週間以上２週間未満	5.9 %	0.0 %	－ %	－ %
２週間以上１月以下	23.5 %	0.0 %	－ %	－ %
１月超３月以下	29.4 %	0.0 %	－ %	－ %
３月超６月以下	11.8 %	0.0 %	－ %	－ %
６月超９月以下	5.9 %	0.0 %	－ %	－ %
９月超 12 月以下	11.8 %	14.3 %	－ %	－ %
12 月超 24 月以下	11.8 %	0.0 %	－ %	－ %
24 月超	0.0 %	85.7 %	－	－

【説明欄】

令和６年度育児休業取得率（男性）：42.9%

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和７年度
内部部局等	12.0 時間／月
内部部局等以外	8.0 時間／月

【説明欄】

令和７年度は２回の国政選挙やシステム標準化などの対応により、本庁勤務職員の超過勤務時間が増加したと考えられる。